

店舗等感染症対策支援補助金について

New !

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、店舗を訪れる市民、観光客、従業員の安全安心を図るため、市内に店舗、事務所、作業所等を有する事業者に対し、感染症防止対策の経費を助成します。

なお、令和2年4月1日以降に支出された経費を対象とします。

補助対象経費

- ① 換気扇、間仕切りの設置、網戸、窓、座席の改修工事など
 - ② 非接触型体温計、自動消毒器など衛生用備品の購入経費
 - ③ パーテーションなど飛沫防止用備品及び原材料費
- ※ 感染症対策に係る備品購入費、原材料費、工事費が補助対象となり、マスク、消毒液、手袋、フェイスシールドなど消耗品は補助対象外です。

補助率、補助限度額

補助対象経費の4/5、補助限度額は1事業者あたり200千円です。

□ 公共交通事業者、宿泊事業者、医療・福祉事業者の方は、別に補助制度を用意していますので、そちらをご利用ください。本補助金は対象外となります。

□ お問い合わせ先 商工労働課0152-44-6111 内線(292、339)

感染症対策補助対象経費の具体例

New !

- ・換気扇、網戸、窓の設置費
 - ・サーキュレーター、扇風機、空気清浄機(ウイルス除去機能が搭載されたもの)の購入費
 - ・密を避けるための間仕切りの設置、座席の改修費用(イス、テーブルなどの備品購入費は対象外です。)
 - ・飛沫防止用パーテーションの購入費(自己製作の場合は原材料費)
 - ・自動式手洗い場の設置・改修費用
 - ・トイレの人感センサー付き照明器具の設置費用
 - ・自動消毒器の購入費
-
- ・非接触型体温計、サーモグラフィの購入費、検温システムの導入費
-
- ・距離を保つための案内板の設置費
-
- ・感染症対策、テレワークなどに係る社内研修経費